

# ハインリヒ四世と教会（三）

井 上 雅 夫

## 六

ハインリヒ四世の信仰心の問題を考える上で注目すべきものに、シュパイアーの司教教会と彼との関係がある。このシュパイアーとは元来サリー家は当地とヴァルムスの周辺に伯権や重要な所領をもち<sup>(1)</sup>、コンラート赤公は先祖の記念（供養）のためにシュパイアーの司教教会に援助していたことからも<sup>(2)</sup>、サリー家は王位につく以前から当地と早くに関係をもつていたのである。

しかしシュパイアーの町の状況はコンラート一世以前は殆ど知られておらず<sup>(3)</sup>、コンラート一世が後世の諸年代記においてこの町の建設者とされるほど<sup>(4)</sup>、この町の発展は彼をもつて始まるものであり<sup>(5)</sup>、彼はこの町に強力な支援をしていたのである<sup>(6)</sup>。

このサリー王家との密接な関係を象徴的に示すのがサリー朝時代に建設されたシュパイアーの司教教会なのである<sup>(7)</sup>。これはまた、西欧最大のロマネスク建築であり<sup>(8)</sup>、ロマネスク教会の最も記念碑的な巨大な建築物なのである。

る<sup>(9)</sup>、この建設はコンラート一世の時、一〇二〇年ごろに始められたが<sup>(10)</sup>、完成するのは漸く孫のハインリヒ四世の初期一〇六一年であり<sup>(11)</sup>、ハインリヒ三世が事実上の建設の完成者と見なされている<sup>(12)</sup>。しかしこの建築物はその後まもなくライン川の洪水で大きな害を受け<sup>(13)</sup>、このこともあってハインリヒ四世が更なる建設事業への決定的な関与をすることになったのである<sup>(14)</sup>。

ハインリヒ四世は一〇八〇年からこの改築事業を始め<sup>(15)</sup>、約二十五年をかけて完成させることになった<sup>(16)</sup>。正確に言えばハインリヒはこれを殆ど完成したころに、破門の中で亡くなつたのである<sup>(17)</sup>。彼自身はこの教会について「コンラート、ハインリヒ（三世）そして私によつても輝かしく建設された」と表現しているが<sup>(18)</sup>、これはハインリヒ四世の建築と見なしうるものであり、破門されているハインリヒは教会の形においてサリー家の最大の記念碑を建てたのである<sup>(19)</sup>。途中イタリアでの長い滞在のために事業はごく緩慢にしか進まなかつたようであるが<sup>(20)</sup>、全体的には不穏な状況にも左右されずに事業は進められたのである<sup>(21)</sup>。

ハインリヒは対立王ルードルフとの戦いのあと、一〇八〇年十二月にシュバイアーレに滞在したが、この滞在が一般に改築への決定と結びつけられている<sup>(22)</sup>。この一〇八〇年はまたハインリヒとシュバイアーレの関係の転機をなすものとも言われている<sup>(23)</sup>。一〇八〇年までは彼の関心は必ずしもザクセンへ向けられてはいなかつたのである。彼の親政初期の一〇六五年から一〇七五年の間、ここは彼にとって第一級の土地ではなかつた<sup>(24)</sup>。このころ彼の関心はザクセン、特に東ザクセンやハルツブルク周辺にあつた<sup>(25)</sup>。このザクセンへの関心を失うのは、ザクセン人の反乱、特にこの反乱の中でハルツブルクにある彼の弟や子の墓が破壊された後であつた<sup>(26)</sup>。エーラースは、このザクセンでの挫折こそ改築への直接の切つ掛けとしている<sup>(27)</sup>。一〇七五年から一〇八〇年までの次の五年間にシュバイアーレへの彼

の関係は変化したのであり<sup>(2)</sup>、一〇八〇年のはじめからシュパイアで祖父と父の側に葬られることが彼の希望になつたと見られている<sup>(3)</sup>。いずれにせよシュパイアが政治的な点も含めていろいろな面で重要な意味をもち、最も深く係わつてくるのがハインリヒ四世の時代であったのである<sup>(4)</sup>。

シュパイアの司教教会の改築は正確にはハインリヒの治世の後半に行われたのであるが、シュミートは「の大事業の完成にハインリヒは一生働き、それは人間の能力を殆ど超える力を要求したものだつたと見て いる<sup>(5)</sup>」。ハインリヒは彼の最大の財政的困難にも拘らず途方もない費用で改築を始め<sup>(6)</sup>、法王庁との対立などの継続的な困難の中で彼はこの計画を最後まで決して止めることはなく、この改築を最も困難な時代に完成にもつていくことに最後まで力の限り努力し殆ど達成したのである<sup>(7)</sup>。

特に注目すべきことは、このシュパイア教会の建築が単なる普通一般の司教教会の建設ではなかつたことである。既にコンラート一世の建設活動がここを代々の王の墓所とする考えの下で行われたとも見られているよう<sup>(8)</sup>に、この教会は結局はサリー家の墓所であり<sup>(9)</sup>、先祖祭祀の場であったのである。この先祖の墓は、王権とこの教会の間の結合環であつた<sup>(10)</sup>。シュパイアがサリー王家にとつて重要であったのは第一にまさにこの先祖の墓所という点に帰因するのである<sup>(11)</sup>。サリー朝の王たちは、この教会の建設を先祖のための「記念(供養)寄進」として理解していたのである<sup>(12)</sup>。

サリー家の場合、王家になる以前から他の諸侯に例を見ないほど早くにヴォルムスにおいて先祖代々の家の墓所の形成が見られたが<sup>(13)</sup>、こうした墓所は支配の中心点であると同時に、ここには先祖が存在し続いている——生き続けている——という意識を保つためにも重要なものであった<sup>(14)</sup>。こうしてサリー家は早くから他の貴族一門に見られな

いほどに高められた家門意識を発展させていたのである<sup>64)</sup>。

シュパイアーチ教会は後述のマリア信仰の場であるとともに、同様に強くこの先祖祭祀の場であつた。ハインリヒ四世も他の教会に対しても努力するが<sup>65)</sup>、特に努力する所としてシュパイアーチ教会を挙げ、それは「マリアのために建てられたもので、そこに私の先祖の遺体がともに埋葬されている」と述べている<sup>66)</sup>。シュパイアーチ教会への寄進は常に例えば「私の先祖の魂のため、特に私の娘アーデルハイトの記念(供養)のため、そして私の救いのため」<sup>67)</sup>、「特に私の両親の魂と我々生き残っている者の救いのため」<sup>68)</sup>、「私と私の一族の魂の救いのため」<sup>69)</sup>に行われたのである。シュパイアーチ教会への寄進文書には常にこのように先祖や家族への記念(供養)を指示し<sup>70)</sup>、先祖の永遠の救いと彼自身や一族の救いのために寄進したのである<sup>71)</sup>。

つまりハインリヒ四世はシュパイアーチ教会に対し改築への努力だけではなく、この寄進を多く行っていたのである。この寄進は改築に取りかかる以前から行われていたのであり、特に刀札式(成人式)後から寄進は増大し、それは父ハインリヒ三世の寄進よりもはるかに多いものであった<sup>72)</sup>。とりわけ司教フーツマンの時代（一〇七五～一〇九〇）が重要で、大規模な寄進は一〇八五年以来の王権の安定とともに出てきたのである<sup>73)</sup>。要するにハインリヒ四世の時にシュパイアーチ教会への寄進も頂点に達するのであり<sup>74)</sup>、この点でも改築事業と同様に彼の信仰心の父ハインリヒ三世にも劣らぬ強さが窺いうるのである。これらの寄進には確かに政治的目的も含まれているにしても<sup>75)</sup>、やはりシュパイアーチがサリー家の「家司教座」としての新しい資格を得たことがこの司教座への最も豊かな寄進への出發点となつたのである<sup>76)</sup>。シュミートは、シュパイアーチでのサリー家の先祖記念(供養)の一つの注目すべき特徴として、ハインリヒ三世や同四世による豊かな寄進を挙げている<sup>77)</sup>。

この先祖祭祀の場は、キリスト教的な外面をもつてゐるもの、先祖のこの世での現存という意識からも分かるよう、実質的には非キリスト教的、ゲルマン的な祭祀の場でもあつたのである<sup>(4)</sup>。ボッシュルは、先祖の墓を最も古いゲルマン的祭祀の場と見、私有教会というものは先祖祭祀と関連し、それは神々の信仰と最も密接な関連をもつてゐると指摘している<sup>(5)</sup>。ヴァインフルターはこのような先祖の現存がハインリヒ四世の支配の中心的法的根拠であつたと指摘しているが<sup>(6)</sup>、ハインリヒにとつてグレゴリウス派の法王序との対決の中で特に自らの支配権への正当性を与えるものとして、この先祖の墓へのつながりは重要なものであつた<sup>(7)</sup>。ハインリヒはシュパイアーレをサリ一家の先祖祭祀の場にすることによつて、そしてこの祭祀や先祖の現存によつて王権への永続的な根拠を求めたのである<sup>(8)</sup>。ハインリヒが破門されていることを考えると、一層この努力への真剣さが理解できるのである。

結局シュパイアーレ教会への寄進は先祖の魂の救いのためと同様に、またその先祖からの加護、守護を願うものでもあつたのである<sup>(9)</sup>。これも非キリスト教的な伝統と言うべきものであるが、中世においては先祖が最も大きな危機の時に介入してくれることへの信仰があつた。先祖祭祀は先祖の援助の介入を保障したのであり、戦いの前に先祖の援助が典礼の言葉や儀式によつて呼び出されたのである<sup>(10)</sup>。

ハインリヒ四世は単に寄進するだけではなく、自らもしばしばシュパイアーレを訪問し滞在した<sup>(11)</sup>。彼がこの滞在を先祖の墓への祈りのために利用したことは確実であるが<sup>(12)</sup>、彼の場合には晩年にここに滞在することが多くなり、彼の好む滞在地となつた<sup>(13)</sup>。彼は晩年にほば毎年のようによつこに来たが、明らかにこの晩年にシュパイアーレ教会の墓所をめぐる彼の努力の重点が見られるのである<sup>(14)</sup>。

ハインリヒ四世のこのシュパイアーレ滞在に関して特にイタリア行との関連が注目される。これに係わる彼の最初の

滞在は一〇七六年のトリブール会議後にカノッサへ行く前であつたが、シュバイアーハイは彼の計二回のイタリア行前の滞在地となり、第一、第二回のイタリア行の時は帰還後にもこれを訪問したのである。<sup>(6)</sup> 彼がイタリア行前に必ずここに滞在したのは先祖の墓への祈りのためであつた<sup>(7)</sup>。重要な企図を前にして彼は先祖の為の祈り、そしてこの先祖による仲介への祈りを求め<sup>(8)</sup>、自らへの先祖の守護、加護を願つたのである。イタリア行前後のシュバイアーハイ訪問は、アルプスを越えての旅が王の身体、生命、支配権にもたらしうる特別な危険の中にその理由をもつていたのである<sup>(9)</sup>。

ハインリヒ四世のシュバイアーハイでの先祖祭祀と深く係わっていたのが、彼とハイル（一種の神通力）信仰<sup>(10)</sup>との密接なつながりである。このシュバイアーハイの墓は神的なハイルを与えられている先祖<sup>(11)</sup>と関係している。彼は先祖の守護を求め、また先祖との連続性を強調することによって自らへのハイルの流れをはつきり示し、王の權威、王權の基礎をしつかりさせようとしたのである。この彼の先祖とのつながりへの異例な努力も、彼の民衆への接近の努力とともに彼への民衆の強いハイル信仰を呼びおこしたものと言えるのである<sup>(12)</sup>。こうして諸侯の中に繰り返し危険な敵が生まっている間、彼は一般庶民の中に支えや支持を見出したのである<sup>(13)</sup>。

このハイル信仰による王權の強化、基礎づけとともに、彼はシュバイアーハイ教会への寄進文書に見られるように、王（皇帝）權の栄光と安定、現在の自らの立場の救いをも強く求めていたのである。彼は、神とその聖人たちにふさわしい尊敬を払うなら、「私の皇帝の榮譽が現在において強固にされることを確信する」<sup>(14)</sup>とか、同様に「私の名譽と地位が現在も将来も強固にされ拡大されると確信する」<sup>(15)</sup>と述べていたのである。彼は「私と私の息子のハインリヒ王（五世）の現在と将来のため」<sup>(16)</sup>にも寄進したし、彼が「神によつて皇帝の名譽をもつて高められている」<sup>(17)</sup>がゆえに、その

神のためにも寄進したのである。

そもそもサリーア家の中心墓所となつたシュパイアーチ教会は、サリーア家一門の自己意識を示すものでもあり<sup>64</sup>、サリーア家はこここの墓所において王家としての自己<sup>65</sup>を表現したのである<sup>66</sup>。この教会はいわば王権を誇示する建物でもあつたのである。ヴァインフルターは、先祖の墓の正当化の力に依拠する努力と並んで、王権のための直接的な働きにおいての「神の恵みの状態」をシュパイアーチ教会の無比の華やかな建築によつて明示しようとする考えがあつたと指摘している<sup>67</sup>。グレゴリウス派の法王庁との対決の中で、教会権力による仲介から王権を独立させる考え方と王権のサクラメント的な諸基礎の熱心な防禦は、シュパイアーチ教会に全く特別な王の教会の性格をもたらしたのであり、この教会はそれ自身すでに神と支配者の間の結合を作り出したのである<sup>68</sup>。フォーゲルも、一〇八〇年の政治的変化の後のハインリヒの自己理解の証拠として、シュパイアーチ教会といふ唯一の建築的記念碑があると指摘している<sup>69</sup>。更にボスホーフも、ハインリヒはシュパイアーチにおいて王の権力意識と自己意識の強力な記念碑を彼の一族のために建てたと述べている<sup>70</sup>。それはサリーア家の継続的支配の表現であるとともに<sup>71</sup>、この巨大な建築物は新しい支配権表示の結果であり、宗教的な君主思想、王の神学とも関連していたのである。この王の神学が彼の時に最高点に達したのも<sup>72</sup>、グレゴリウス派の立場に対抗する中であつた。サリー時代は一面では王権の不可侵性が強調された時代でもあつた<sup>73</sup>。これは王の破門によつて一層主張する必要もあつたのであるが、王が法王を仲介者としないで神に直接つながつてゐるという王の神学の言わば具体的な表現がシュパイアーチ教会であつたとも言えるのである<sup>74</sup>。

グレゴリウス派の法王権との対決、また破門への反応の中でシュパイアーチとのハインリヒの結びつきは、相手側に對し積極的に自らの立場を強化する意図も入つていたのである。既にハインリヒ三世に強く見られるこの王権の神聖

化はシュパイアーチ教会の意味を高め、王の自己理解の新しい方向を示していたのであるが、神意による世襲の考え、神の任命、神への直接性の考え方、これらがシュパイアーチ教会で表現されたのである。

こうした神への直接性の意識と一見矛盾するようであるが、ハインリヒは来世御利益的な願いともいうべき自らの魂の救いを特にシュパイアーチ教会において求めていた。彼は既述のように先祖の魂の救いとともに、必ずと言つてもいいほど自らの魂の救いにも言及していたのである。もっともこの点は彼のみに特有のことではないにしても、しかし彼の場合エーラースの指摘によると、シュパイアーチの司教座参事会との祈りの兄弟関係を結んだことで知られる唯一のサリー王であり、コンラート二世やハインリヒ二世にはこの関係は知られていない。しかもハインリヒ四世はこの関係をシュパイアーチ以外のところでは結んでいないのである。このシュパイアーチへの特別な結びつきは、その背景として破門されたままの彼にとって自らの魂の救いへの心配が特に働いていたと考えられるのである。この事情は破門が彼の内心に与えていた不安を示すものとして注目すべきものである。この不安が実際ハインリヒ四世の周辺の人々に感じられていたからこそ、次のハインリヒ五世の時に父の四世の記念（供養）においてこれまで例のないやり方が出てきたとも言えるのである。つまり子の五世は父の魂の救いのためにシュパイアーチの市民に父の命日祭に蠟燭をもつて参列すること及び貧民へのパンを与えることを条件に貢納を免除したのである。こうして彼はこれまで僧のみで行われていたシュパイアーチ教会での記念（供養）に市民の参加と責任を求めて第一層それを確たるものにしたのである。

ハインリヒ四世の時代は、特に後半期においてはグレゴリウス派の法王権との対決や彼自身の破門の中で、ハインリヒ三世の時代に比べ、シュパイアーチ教会とサリー家の間のつながりは彼自身にとって一層彼の存在に係わる重要性

をもつようになつたのである。こうしてシュパイアーハイの教会は、ハインリヒ四世の下において支配権要求と王朝の法的、イデオロギー的そして典礼的な基礎づけと係留のための独自なサリーの王の教会になつたのである。

三

- (11) ibid, S. 21. E. Boshof, op. cit., Ottonen, S. 185.

(12) A. U. Friedmann, op. cit., S. 127.

(13) ベーハーレン由田<sup>由田城</sup> | ○大正年<sup>の</sup>ハーベイター教會<sup>の</sup>寄進文書で「私の先祖、ロバート・エドワード・ベーハーレンが、ベーハーレン家に於ける」。

(14) MGH Diplomata regum et imperatorum Germaniae 6, 1–3.

(15) Die Urkunden Heinrichs IV. Hg. von D. von Gladiss und A. Grawlik, 1941–1978. (改訂本 D HV. 464. S. 627, D HV. 466. S. 629. 細註。)

(16) 同様に D HV. 464. S. 627, D HV. 466. S. 629. 細註。

(17) E. Boshof, op. cit., Ottonen, S. 185.

(18) K. R. Schmitt, op. cit., S. 229. G. Meyer von Knonau, op. cit., Bd. V. S. 337.

(19) C. Ehlers, op. cit., S. 155. リの建設には新建築の部分と改築の部分があつたが、一方面を含めて改築した。

(20) ibid, S. 107. 細註。

(21) S. Weinfurter, op. cit., Herrschaftslegitimation, S. 91.

(22) K. Schmid, Die Sorge der Salier um ihre Memoria, Zeugnisse, Erwagungen und Fragen. (Memoria. Der geschichtliche Zeugniswert des liturgischen Gedankens im Mittelalter, hg. v. K. Schmid und J. Wollasch, 1984) S. 704.

(23) D. HV. 489. S. 666. 本文の訳文については原文に添へられた修正語等は必要にならぬ限り細註しない。

(24) K. Schmid, op. cit., S. 687.

(25) C. Ehlers, op. cit., S. 110.

(26) ibid, S. 115.

(27) ibid, S. 155. ハーベイター、他<sup>の</sup>もの (ibid, S. 107) リのハーベイター同輩の識るのりに改築が始まられた。

(28) J. Vogel, op. cit., Gregor, S. 248.

K=ハーマー・ルード。建築作業の確立と企画準備への指示が既に対立王のルードルフが亡くなった時にはベンノに出されてしまった現である。K. Schmid, op. cit., S. 704. なおシルバーは、この改築への本来の動機はトリフォール会議後の暫い一危機を脱した場合に改築をやめようとする命令をルードルフを根拠として果すいにないたるにあり得ると見てくる。

Ibid, SS. 704-705.

C. Ehlers, op. cit., S. 107.

(23) (24) (25) (26) (27) (28) (29) (30) (31) (32) (33) (34) (35)

Ibid, S. 102. ハーマースは、ハロペイアーケのバイエンコロの関係は「〇八一年からあるやかであつたとも表現している。

Ibid, SS. 106-107.

Ibid, S. 101. ベンノは「スラールのみで一〇七六年まで」回帰在してゐた。

Ibid, S. 110.

Ibid, S. 108. ハーマースは「それこのより「本来の原因」もさへ既方をしてゐる。

Ibid, S. 103.

Ibid, S. 114.

ハーマースの計算によれば、七年間はじめから十二年間はまことにハロペイアーレに用ひられた王の文書九十四通のうちバイエンリヒ王国のもののが二十種以上ある。

Ibid, S. 192.

K. Schmid, op. cit., SS. 703-704.

A. U. Friedmann, op. cit., S. 157.

K. Schmid, op. cit., SS. 704-705.

S. Weinfurter, op. cit., Herrschaftslegitimation, S. 73.

E. Boshof, op. cit., Die Salier, S. 46.

ハーマンハルタインは、ハーマーリヒは三つの族全体のためにハロペイアーレの教会において大規模な記念碑を設置したと述べてゐる。

J. Fleckenstein, Grundlagen und Beginn der deutschen Geschichte. (1974) S. 219.

I. Heidrich, op. cit., Bischofe, S. 191.

ハイニヒ四世が、ハイニヒ四世の墓からペイアーチ教会で父のロハルト二世の横に葬られる前に、寄進者の墓は一つの家門の墓となつたと事実の結果を重視しているのに対し、エーラースがハイニヒ四世の晩年になつてはじめて家門的な王の墓所の建設があつたといふのは、王の墓所建設への明確なる意図を重視しているようである。いずれにしろヴァインフルターは、ハイニヒ四世の時にハイペイアーチの教会建設への計画が巨大なものに引き上げられたとしてゐる。

K. Schmid, op. cit., S. 686. C. Ehlers, op. cit., SS. 120-121, 237.

E. Boshof, op. cit., Die Salter, S. 165. 参照<sup>40</sup>

S. Weinfurter, op. cit., Herrschaftslegitimation, S. 74.

C. Ehlers, op. cit., S. 73.

(36) ibid, S. 33.

(37) K. Schmid, op. cit., S. 706.

なほ先祖の靈の問題は、我々日本人の考え方とキリスト教の考え方にはかなり違うものがあるが、それでも後述のように中世では基督教的な考え方や強く残つており、西洋の「先祖記念」を日本風の「先祖供養」と見ていい面もあるのである。

A. Augenendt, Theologie und Liturgie der mittelalterlichen Toten-Memoria. (Memoria, op. cit.) SS. 164-199. 参照<sup>41</sup>

平田祐弘『オーバーハッタルな轍』(平成八年)、II十五頁参照<sup>42</sup>

S. Weinfurter, op. cit., Herrschaftslegitimation, S. 62, 67.

C. Ehlers, op. cit., S. 83. K. Schmid, op. cit., S. 717.

(40) S. Weinfurter, op. cit., Herrschaftslegitimation, S. 64.

S. Weinfurter, op. cit., Beobachtung, S. 67.

後述のよべし、先祖の靈の車の存在をば考え自体、非キリスト教的な考え方であると聞いてあるこのである。

平田祐弘『小泉八雲とその主張』(昭和二十三年)、四十九-五十一页<sup>43</sup>

S. Weinfurter, op. cit., Herrschaftslegitimation, S. 62, 67.

(41) 実際、サリ一家は先祖の記念(供養)を奮進じょへ帝國の出来るだけ多くの教会に広げよへと努力もした。

- K. Schmid, op. cit., S. 723.  
D HV. 475. S. 647. これは 1701 年のシュパイアー教会宛の文書。  
D HV. 391. S. 518. これは 1706 年のシュパイアー教会宛の文書。  
D HV. 396. S. 524. これは 1707 年のシュパイアー教会宛の文書。  
D HV. 464. S. 627. これは 1700 年のシュパイアー教会宛の文書。  
S. Weinfurter, op. cit., Herrschaft, S. 136.
- (48) J. Vogel, op. cit., Gregor, S. 244, 251 参照。  
トーハゲネハレバ、一般に寄進者は罪の許しや更には天での報いが新田のバイブルにおいて約束されたたりは中世初期  
ヒューマン主義の修道院領の大部 分は罪を消すための寄進として与えられたと指摘している。  
A. Angenendt, op. cit., S. 140.  
歌や絵などの教説の改鑑へスムリ、ルベーク寄進は彼らの家族の魂の救いを求めることがその動機であった。  
C. Ehlers, op. cit., S. 111.
- I. Heidrich, op. cit., Beobachtungen, S. 268.  
(49) ibid, S. 268, 274. 丹羅の改鑑へスムリ、ハインリヒが依然として破門されたままだらぬいは變りがなへ、都選舉の  
姫へ忠へ無闇係だまや。
- (50) I. Heidrich, op. cit., Bischof, SS. 190–192.  
トーハゲネハレバ、親政を始めるに既にバイアード教皇は 11 つの重要な寄進をしてきた。  
C. Ehlers, op. cit., S. 100. D HV. 166, 167.
- (51) ヒューマン主義、トーハゲネハレバ、バイアード教皇は時よりバイアード教皇に対するほどの規模で他の教会に所領が与えられたるのみ、またやく  
なほくへ散らばった形で与えられたるもなかつたとシュパイアー教会の政治的重要な重要性を指摘し、フリードリッヒは寄進はば  
ヒューマン主義の改鑑へスムリ、ルベーク寄進の日々の政治的な困難を反映してると指摘している。  
I. Heidrich, op. cit., Bischof, S. 192.
- A. U. Friedmann, op. cit., S. 157.

- (53) ibid, S. 179.
- (54) K. Schmid, op. cit., S. 721.  
ベインツン国史の「ペイター」の大半の文書は先祖の為の記念(供養)寄進文書なのである。
- (55) C. Ehlers, op. cit., S. 96.
- (56) K. Bosl, Die Germanische Kontinuität im deutschen Mittelalter: (Adel-König-Kirche) (Historia Magistra. 1988), S. 73.  
やがて先祖の神の祀りの現存はキリスト教では肯定されいやだ。  
死神の魂のあつたことは左記のアンゲネハムの記念参照。
- (57) A. Angenendt, op. cit., SS. 81-82.  
「靈の現存の意識は風の夜の「靈の群れ」の話じみ見られて。 L.M. VIII, Sp. 895.
- (58) K. Bosl, op. cit., S. 73. A. Angenendt, op. cit., S. 199. 参照。
- (59) S. Weinfurter, op. cit., Herrschaftslegitimation, S. 67. 89-90.
- (60) ibid, S. 69. 76. 同様にベインツン五世についてもヴァインフルターは、彼が父のハイノリヒ四世の遺体をペイターに運ばせたが、ハイノリヒは彼は王の權威への要求の独立性を自己自身においても認められないと述べてゐる。 ibid, S. 95.  
ハイノリヒは一〇七五年と一〇八〇年の「誓約寄進」はハイノリヒにとってペイター教会によってなされるべき彼の先祖の記念(供養)と彼自身の王權のための先祖たちの取りなしの効能との間にある密接なつながりを示していると指摘している。
- (61) I. Heidrich, op. cit., Beobachtungen, S. 271.  
LM. I. Sp. 232. 「先祖」の「中古史辭典」の「先祖」の項目では中世を「非合理的思考」の世界として、戦争の危急での援助者としての先祖への信仰を「妄想的の信仰」としている。
- 既にベインツン国史(撰政アグネス)は父の死後、最初の統治的行為として父の魂の救いとサリー家の死者記念(供養)を行ふ、ハザベイターの教義や参事會に豊かな奮進をした。
- E. Boshof, op. cit., Die Salier, S. 168. D HV. 8, 9, 10, 11, 12. 参照。

- (62) I. Heidrich, op. cit., Bischofe, SS. 222-223.  
 ベーハニョは父の1年祭に聖アグネス教会のペイターに来たし、祖母ギュラの命日に彼は「聖シザンヌペイター」に捧  
 社した。
- C. Ehlers, op. cit., SS. 148-149, 167.
- I. Heidrich, op. cit., Bischofe, S. 195.
- ibid, S. 206, 221.
- C. Ehlers, op. cit., S. 115.
- I. Heidrich, op. cit., Beobachtungen, S. 273, 285.
- S. Weinfurter, op. cit., Herrschaft, S. 135.
- I. Heidrich, op. cit., Bischofe, S. 195.
- I. Heidrich, op. cit., Beobachtungen, S. 275.
- I. Heidrich, op. cit., Bischofe, S. 223.
- (70) (69) (68) (67) (66) (65) (64)  
 ベーハニョは闇の森羅や魔性をもたらす神々から封じられた神秘な力である。
- K. Bosl, op. cit., SS. 81-83.
- R. Buchner, Deutsche Geschichte in europäischen Rahmen. (1975) S. 31.
- K. Bosl, op. cit., S. 71.
- (71) (72) ベーハニョは「イヘル信仰の例」では、トスカナ農民が同地を通過中の彼に示した例や彼が亡くなった時の民衆の反  
 応がある。後者の例について、「コレッキーは、他の「殆どの王にいんない真心からの愛着」が示された」とがなる性質の  
 ものであつたことである。まだトーストハダ、ベーハニョが身近な家族までも彼の側から追は出しだらぬ拘泥、彼はその  
 カリスマ的な放射を下層の人々の中維持する」ことが出来たと述べている。
- T. Struve, op. cit., Mathilde, S. 49. H. L. Mikoltzky, op. cit., S. 264.
- H. Fuhrmann, op. cit., Deutsche, S. 102.
- H. K. Schulze, op. cit., Hegemoniales, S. 454.
- (73)

- (74) D HV. 464, S. 627. D HV. 466, S. 629.
- (75) D HV. 488, S. 665.
- (76) D HV. 474, S. 645.
- (77) D HV. 396, S. 524.
- (78) E. Boshof, op. cit., Ottonen, S. 71.
- (79) D. Mertens, Vom Rhein zur Rems. Aspekte salisch-schwäbischer Geschichte. (Die Salier und das Reich. I. 1991) S. 251.
- (80) S. Weinfurter, op. cit., Herrschaftslegitimation, S. 94.
- (81) ibid, S. 95.
- (82) J. Vogel, op. cit., Gregor, S. 7.
- (83) E. Boshof, op. cit., Die Salier, S. 246.
- (84) J. Vogel, op. cit., Gregor, S. 251.
- (85) S. Weinfurter, op. cit., Herrschaftslegitimation, SS. 71-72, 83.
- (86) Ibid, S. 62, 81, 83.
- (87) S. Weinfurter, op. cit., Herrschaft, S. 136.
- BH. 64, 70. 納照<sup>。</sup>
- (88) S. Weinfurter, op. cit., Herrschaftslegitimation, SS. 82-84, 74.
- (89) Ibid, SS. 90-91.
- (90) D HV. 474, SS. 645-646. 長編、注釋、納照<sup>。</sup> C. Ehlers, op. cit., S. 116.  
ノルマニカ学報 第11号の表紙の上部に「ノルマニカ学報 第11号」の表記がある。C. Ehlers, op. cit., S. 132. 納照<sup>。</sup>
- 選書<sup>。</sup> D HIL. 172, S. 214. D HIL. 173, S. 215. 納照<sup>。</sup>
- K. Schmid, op. cit., S. 725. やがてナリ豈<sup>。</sup> 田口の察<sup>。</sup>くの想<sup>。</sup>顧慮<sup>。</sup> 和田安の動機はクリアの歴史ノーティングにも現れる。

- A. Kohnle, Abt Hugo von Cluny. (1993) S. 192, 243.
- (22) C. Ehlers, op. cit., S. 221, 223–224, 239. ハイノリヒ四世は、折つて兄弟關係を一〇九九～一〇〇〇年に編んだも。ハペペトーレの兄弟關係を一〇九九～一〇〇〇年の現在の時に編んだ。ibid, S. 144。
- なお、ハイノリヒ四世は司教と同教座参事会双方に先祖記念(供養)等の宗教上の関連をもつていたが、記念(供養)の実行におこしの西教の参事会の役割の分割について、ハイノリヒ四世の一〇一年の参事会への所有權確認文書の分析から明らかになる。

- A. U. Friedmann, op. cit., S. 155. C. Ehlers, op. cit., S. 251. D HIV. 466.
- トニーネマハダ、ベマハニヨリ主のハペペトーレの兄弟關係を編んだと見られる。
- A. U. Friedmann, op. cit., SS. 179–180.
- C. Ehlers, op. cit., S. 224.
- S. Weinfurter, op. cit., Herrschaftslegitimation, S. 94. 参照<sup>22</sup>。
- S. Weinfurter, op. cit., Herrschaft, S. 136. 参照<sup>23</sup>。
- J. Vogel, op. cit., Gregor, S. 249, 251. 参照<sup>24</sup>。
- C. Ehlers, op. cit., S. 123. K. Schmid, op. cit., S. 723. 本稿<sup>25</sup> (1)、(11)頁参照。
- C. Ehlers, op. cit., S. 123. ハイノリヒ四世の金田は貧者への施しを含むた。
- A. U. Friedmann, op. cit., S. 166. K. Schmid, op. cit., S. 701.
- ハイノリヒ四世の市民の記念(供養)の参事会注記<sup>26</sup>の(1)、サリ一家の記念(供養)はハペペトーレ市民の中央へ移されたと論じる<sup>27</sup>。ibid, S. 721, 723.
- S. Weinfurter, op. cit., Herrschaftslegitimation, S. 95.
- (28) ibid, S. 95.

## 七

ハインリヒ四世にとつてシュバイアーチ教会の改築とそこへの訪問のもう一つの重要な目的、意味はマリア信仰に關係していた<sup>(1)</sup>。マリアはこの教会の守護者とされていた。この教会では七世紀はじめから連續的な司教の存在が確認されるが、はじめはマリアとシュテファンの二人を守護者としていた<sup>(2)</sup>。このうち後者の名はやがて消え、ルートヴィヒ・ドイツ王のころにはマリアの名前のみが挙げられた<sup>(3)</sup>。

一般に西暦千年以前のビザンツでのマリア信仰の強さはよく知られているが<sup>(4)</sup>、西欧では十世紀に本格的にマリア信仰が出てきた<sup>(5)</sup>。これがドイツで盛んになるのはオットー二世の時からであった<sup>(6)</sup>。マリアはまた十世紀にビザンツで、次に十一世紀ごろハンガリーで皇帝權ないし王權の仲介者そして保護者としてはつきりと前面に出てきたが、特に子のイエスとともに描かれた時、天上の王の母としても、そしてどの王室の守護者としても理解されたのである<sup>(7)</sup>。

フォーゲルは、シュバイアーチ教会がマリアに捧げられた最初の帝国の教会であつたという事実は殆ど注意されていないと指摘しているが<sup>(8)</sup>、マリアはそもそもサリース家にとつて守護者であつたし<sup>(9)</sup>、マリア信仰においてサリース時代に匹敵する時代はないほどなのである<sup>(10)</sup>。コンラート二世も既に一〇二四年にマリアを守護者とし<sup>(11)</sup>、彼のドイツ王への戴冠の時もブルグント王への戴冠の時もマリアの祭日に行つたように<sup>(12)</sup>、彼はサリース家のマリア信仰に最も重要な役割を果したのである<sup>(13)</sup>。彼は一〇二四年九月に戴冠の三日後に早くもシュバイアーチ教会に重要な寄進を行つてい

た<sup>回</sup>。シュパイアーチ教会の王の墓もマリア祭壇の前に設置されたし<sup>回</sup>、ユトレヒトでもコンラート一世やハインリヒ

五世の内臓はマルティン教会のマリア祭壇の前に安置されたのである<sup>回</sup>。

ハインリヒ三世も、彼がゴスラールに建てたシモンとユダの教会をマリアの守護の下に置いていた<sup>回</sup>。特にシュパイアーチへの彼の関係にとつて重要なのは、その司教教会の守護者としてのマリアであつた<sup>回</sup>。この教会を中心にはサリー家のマリア信仰は例外的な広がりをもつたのである<sup>回</sup>。ハインリヒ三世がこの教会に寄進した豪華な写本は、王家とマリアのつながりをよく示しているものであつた<sup>回</sup>。この写本の中で彼はマリアに「天の女王」として語りかけ、彼自身や両親そして妃のアグネスをマリアの援助の下においていたのである<sup>回</sup>。特に継嗣の誕生が期待されていたアグネスはマリアの特別な恵みに委ねられた<sup>回</sup>。サリー一族のこの世での未来は、明らかにマリアの特別な守護の下に置かれていたのである<sup>回</sup>。フリートは、シュパイアーチでのこのマリア信仰がサリー家がヴォルムス教会やリンブルクの家修道院の墓所から当地へ墓所を移した理由であると推論しているのである<sup>回</sup>。

サリー家とのマリアとの関係は、次のハインリヒ四世において一層はつきりしてくるのである。彼はマリアを特別な保護者として敬つており<sup>回</sup>、統治初期のころ既にアウクスブルクでも多くのマリアへの祭典を行つていたが<sup>回</sup>、彼の時代こそ十一世紀のドイツ皇帝におけるマリア信仰の頂点をなすものであつた<sup>回</sup>。彼は一〇六五年のシュパイアーチ教会への寄進文書において、「私の先祖である祖父母のコンラートとギゼラそして父ハインリヒによってマリアの栄誉のために建てられた」と<sup>回</sup>、シュパイアーチでの先祖代々のサリー家のマリア信仰をはつきりと認識していたのである。

彼がペテロを彼の守護者と呼んでペテロへの彼の密接なつながりを示しているのも注目されるが<sup>回</sup>、彼はこのペテ

口以上にマリアに特別の信仰を向けていたのである<sup>(4)</sup>。彼は一〇八〇年のシュパイアーチ教会への寄進文書において「私はすべての聖人の功績を尊ぶけれども、特にマリアの守護を求めねばならない。このマリアを通してのみ神はすべての信者をあわれんだ」<sup>(4)</sup>と述べたように、彼の信念の中ではマリアのみに彼と神の間の仲介者としての役割がありえたことをはつきりと示している<sup>(4)</sup>。

彼はシュパイアーチ教会に向けた文書において、彼が「神について何よりもマリアを崇敬している」<sup>(4)</sup>こと、「神とマリアのために」<sup>(4)</sup>寄進をしていること、とりわけ困難な時にはマリアは彼にとつて「避難所」<sup>(4)</sup>であることを明言していた。特に危機的な状況の時に彼のマリアへの願いは、シュパイアーチ教会への諸文書において前面に出てくるのである<sup>(4)</sup>。これらの文書は圧迫された王のマリア信仰への最も印象深い証言になっている<sup>(4)</sup>。彼は一一〇一年のシュパイアーチの司教座参事会への寄進文書において「私は現在の地位の繁栄と幸福な将来の生活の喜びについてマリアの仲介において最大の希望を常にもつていたので、私と私の子ハインリヒ王の現在と将来の救いのために、そして私の先祖の魂の救いのために」<sup>(4)</sup>寄進する旨を表明していた。これらの諸文書の文言は公文書にしばしば見られる決まり文句的な言い回し<sup>(4)</sup>をはつきり超えるものであり、ハイドリヒも指摘しているように<sup>(4)</sup>、ハインリヒ四世のマリア信仰が全く個人的なものであつたことをよく示しているのである。

こうして彼はマリアを他のすべての聖人に比べより熱心に信仰し<sup>(4)</sup>、マリアを「聖人中の聖人」<sup>(4)</sup>、「天使たちの女王」<sup>(4)</sup>とも呼んでいた。彼はマリアを「彼女を通して救いが来る女の主」<sup>(4)</sup>という表現さえしていた。一般にマリアは天の女の主、そして女王の役割、すべてのキリスト教徒の魂の母とされたが<sup>(4)</sup>、マリアは民衆信仰の中心点であった<sup>(4)</sup>。マリア信仰は民衆信仰の中で元來のキリストとの関連を離れ、独自な地位を与えられたのである。マリアには

「共同救済者」の役割、時には「天の女神」の表現すらも出てくるのであり、マリアは殆ど神に同一の存在と見なされた。ハインリヒ四世のマリア信仰にもこれに近いものが感じられるのである。

ハインリヒ四世は彼自身と彼の運命をシユパイアーチ教会の守護者マリアの保護の下に置き、この教会に熱心な信仰を向けたのである。彼は先祖とともに「私もシユパイアーチ教会をマリアのために豊かにし……称揚するのに努力している」と述べている。彼はマリアに結びつけられていると感じ、マリアの代願によって神は神に従う者をわれむと考えていた。一一〇一年のシユパイアーチの司教座参事会への寄進文書では、彼は「マリアが多くの大好きな困難から私をたびたび救つてくれた」と述べ、「マリアに加えられた不正には復讐することに正義の熱情でもつて燃えていた」とまで語っていたのである。

彼のこの早くからはつきりとしている全く特別なマリア信仰は、最後の第三回目のイタリア行での諸体験の後に強められ、一〇九九年未以来の非常に多くのシユパイアーチ滞在への一つの動機でもあった。彼は晩年には一〇八〇年以前の時代に比べ、既述のようにシユパイアーチに最も強い関心をもつていたが、一一〇一年の同地の司教座参事会への所領確認文書では彼は「特に私の特別のシユパイアーチ教会の私の特別の僧侶たちを……援助し豊かにし称揚する」とが私の最大の願いである」と「特別」という言葉を一度も使ってシユパイアーチへの強い思いをよく示していたのである。

彼はシユパイアーチ教会への寄進によってマリアへの深い尊敬を示したが、こうした寄進行為で注目されるのは、一〇八〇年十月のものである。それはエルスター河畔での対立王ルードルフとの決戦の前日にシユパイアーチ司教に所領のヴァイブリングенを、司教座参事会に所領のヴィンターバッハを与えるものであった。このレムス川流域はサ

リ一家の所領の中心地であつたが、この地方の所領はしばしばシユパイアー教会に与えられた。宗教上の支えを求める気持は以前のザクセン人への戦争の時と同様に彼の運命をシユパイアー教区の運命に結びつけさせたと言えよう。ルードルフとの決戦の直前にシユパイアーでのサリー家の先祖記念(供養)の本格的な強化がなされたのであるが、この寄進はしかし第一にマリアに戦いで加護を祈るためのものであつた。この寄進文書で彼は「私はマリアの守護を求めねばならない。……マリアの守護に(先祖と同様に)私も避難する」と述べていたのである。

一般にマリアは非常に苦しい時、戦争の危険の時などに祈願された。マリアは天使とともに町を守つたり敵の弾丸を受けとめたりするといった伝説が語られたが、マリアは一面では軍神的な面をもつていたのである。今やこの戦いでサリー王家の存立が掛っているという意識の中で、ハインリヒはマリアの守護の下に入つたのである。ともかくこの寄進文書は一〇七五年の文書とともに、マリア信仰がサリー朝の決定的な要素であつたことを印象深く示すものなのである。

この戦いの後のシユパイアーへの訪問は、マリアの援助への感謝行でもあつた。エーラースも、戦場からシユパイアへの道はマリアへの巡礼と同一視されうると述べている。そしてかのシユパイアー教会改築への決心は、このマリアへの彼の特別な信仰から出たものでもあったのである。

彼のこのようなマリア信仰には先祖祭祀の場合と同様に、戦いの勝利などの現世の御利益を求める面があつたのみならず、破門の中で自らの来世の救いを求めてマリアへの信仰を強めていたことが特に注目されるのである。ここにも彼の信仰心とともに、破門が彼の内心に与えていた不安の大さがよく現われているのである。

フォーゲルは、ハインリヒのマリア信仰やシユパイアー教会への関係について、それはマリアを通して神への接近

を求める神の憐れみを手に入れるためであり、ここには明瞭に語られてはいないが彼が破門の中で感じていた苦悩が感じられる。されど指摘している。<sup>14)</sup> 彼はマリアを通しての魂の救い、天国での救いに最大の希望を置いていたのである。<sup>14)</sup> 彼は破門されている中で神の前でのマリアの仲介的な取りなしを求めたのであり、この期待はマリアへの彼の信仰にとって非常に重要な動機であつた。<sup>14)</sup> 破門というものが既述のようにやはり魂の救いに深く係わっていたのであり、このことは彼の行動がよく示しているのである。彼の治世中続いた戦いの中で彼にとつて自らの魂の救いへの心配は特に大きかつたのである。<sup>14)</sup>

マリア信仰は既述のようにサリー家の伝統とはいえ、全くハインリヒ四世の個人的なものであつた。イタリア行前後のシュパイアーでの滞在の動機の一つもこれにあつたが<sup>14)</sup>、何と言つても彼が破門されているために自己の魂の救いへの心配が大きくこれに関与していたのである。シュパイアー教会への寄進もこのような中で特別に祈りを必要としているという意識から出てきたものであつた。<sup>14)</sup> この教会の改築も一面では破門されている彼が、マリアに彼のやり方で感謝するためでもあつた。<sup>14)</sup>

シュパイアーでのマリア信仰が彼の破門にのみ原因があるのでないことは、既述のように破門以前からの彼のマリア信仰からも窺えるが、しかしまだ破門されて以後に自らの立場を正当化するためにもシュパイアー教会に努力を集中したことも確かである。これは自己の魂の救いを求めてというような消極的な理由からだけではなく、前章で見たように更にシュパイアー教会を通して自らが直接に神につながっていることを示し<sup>14)</sup>、グレゴリウス派の法王庁に対し積極的に攻勢に出ていったことをも示しているのである。

サリー家の墓とその守護者マリアをもつシュパイアーの教会は、サリーの王権と皇帝権の根拠づけと存続のため

の、セント・バイハリュン四重の魂の救済のためのかつてないほどの象徴、証明であり、救は支えであつた。ノルハムは彼が破門されたために余計に強く感じられたのであり、彼のショバマイアーニ教會への様々な反対、係わりは彼の破門への内心の不安をよみ物語つてゐたのである。

## 注

- (1) J. Vogel, op. cit., Gregor, S. 7.
- (2) LM, VII, Sp. 2005–2006, C. Ehlers, op. cit., S. 33.
- (3) C. Ehlers, op. cit., S. 152. LThK, IX, S. 962.
- (4) P. Corbet, Les impératrices ottoniennes et le modèle marial. Autour de L'ivoire du château Sforza de Milan. (Marie. Le culte de la vierge dans la société médiévale. 1996) pp. 134–135.
- (5) G. Signori, Marienbilder im Vergleich : Marianische Wunderbücher zwischen Weitklaus, städtischer Ständevielfalt und ländlichen Subsistenzproblemen. (10.–13. Jahrhundert) (Maria. Abbild oder Vorbild? 1990) S. 61.
- (6) P. Corbet, op. cit., p. 113. ノルハム四重の冠位と聖母マリアの信仰の発展に決定的な役割を果した。 ibid. p. 134.
- (7) S. Weinfurter, op. cit., Herrschaft, S. 38.
- (8) 十世紀末ノルハム四重一族の繼承の付譲地もあればいた。 P. Corbet, op. cit., p. 123.
- (9) J. Vogel, op. cit., Gregor, S. 8.  
ibid. S. 244. ノルハム四重をモロー家全体の聖人へ位置づけよう。
- (10) J. Fried, Tugend und Heiligkeit. Beobachtungen und Überlegungen zu den Herrscherbildern Heinrichs III. in Echternacher Handschrift. (Mittelalter. Annäherung an eine fremde Zeit. hg. v. W. Hartmann 1993) S. 46.  
P. Corbet, op. cit., p. 129. モロー監督はモロー以南の神聖羅馬帝国の特に王がマリアの付譲を求めて立った廟に立ち入る。

- (2) S. Weinfurter, op. cit., Herrschaft, S. 136.

(3) J. Fried, op. cit., S. 46.

(4) P. Corbet, op. cit., p. 129.

(5) D KI. 4, S. 5. ナビゲハババトーの回教徒参詣禁止はムスリムの出向に制限を課したが、ムスリムの出向は禁止された。

(6) リンガ・新選文書は、ハラマトーベークのキニーヒシ一連の新選文書の出現は、ムスリムの出向が認められた。

(7) E. Bosch, op. cit., Die Salier, S. 46.

(8) C. Ehlers, op. cit., S. 156.

(9) ibid, S. 156.

(10) ibid, S. 154, 156. J. Fried, op. cit., S. 46.

(11) リンガ・新選文書は、律修参事会の新選舉はムスリムの出向を認めた。

(12) D. Hill, 207, S. 273, 285, S. 387, 330, S. 452. 稲葉。

(13) 画面よりバカニスの出向は許可されなかった。ムスリムは、ムスリムの出向と特別な特許の発給を受けた。

(14) C. Ehlers, op. cit., S. 92. J. Fried, op. cit., S. 46.

(15) C. Ehlers, op. cit., S. 93, 153.

(16) P. Corbet, op. cit., p. 129.

(17) C. Ehlers, op. cit., S. 153.

(18) P. E. Schramm, Die deutschen Kaiser und Könige in Bildern ihrer Zeit 751–1190. Neuauflage hg. v. F. Mütherich. (1983) SS. 232–233. Nr. 157. SS. 406–407.

(19) J. Fried, op. cit., S. 45.

(20) ibid, SS. 47–48. ハラマトーベークの出向は、新選の選出者との連絡を兼ねてムスリムの出向を認めたのであるが、ムスリムの出向はムスリムの出向を認めたのである。

P. Corbet, op. cit., p. 111.

J. Fried, op. cit., S. 46.

(23) ibid, S. 46. C. Ehlers, op. cit., S. 93.

サリ一家の先祖祭祀とカトリック教会やコハルク修道院の関係については、ホールースやシドニーが論及している。

C. Ehlers, op. cit., SS. 77, 79, 225-228, 236. K. Schmid, op. cit., SS. 718-719.

サリ一家とマリヤとのつながりについて、ホールースが指摘するも常に強い特別な関係ばかりがあったところではある。ローラード・赤公が九〇〇年はシュバイアー教会のマリア祭壇に寄進した時は、それは彼の父がシュバイアー司教を殺されたときの償ふのためにしたのであり、マリアへの特別な信仰は認められない。同様にコンラート一世やハインリヒ五世の娘もすべて母の面があった。またサリ一家の三つの家修道院（ホルンバッハのゲーター、ツハブレヒト、リンブルク）はどれもマリヤを守護者としている。ハイノリヒ三世の公文書におけるマリヤのことは強調されていない面があるものである。

C. Ehlers, op. cit., S. 152, 228, 153.

(25) J. Fried, op. cit., S. 46. もう一つのベーベンハイムの歴史が、彼の手紙に記載されているが、これは十一通中一通のみである。

BH. 41. S. 134. 42. S. 140.

(26) M. Horn, Zur Geschichte der Bischöfe und Bischofskirche von Augsburg. (Die Salier und das Reich, op. cit., Bd. II.) S. 254.

C. Schneider, op. cit., S. 130. Ann. 398. S. 131. Ann. 401.

P. Corbet, op. cit., p. 130.

D HV. 165. S. 214.

(28) ベーベンハイムのマリヤの守護神 (patrono nostro) という表現を何度も使っている。BH. 41. S. 134. 42. S. 141.

J. Vogel, op. cit., Gregor, S. 263.

(30) D HV. 325. S. 427. 「マリヤをお守り下さる」 (per quam solam) と quam の先行詞をマリヤー＝ヒョハ＝クハーナウ

マリヤー＝ヒョハ＝クハーナウのpatrocinia (保護) であると述べてある。

G. Meyer von Knonau, op. cit., Bd. III. S. 335.

P. Corbet, op. cit., p. 130.

S. Weinfurter, op. cit., Herrschaftslegitimation, S. 94.

ibid, S. 94.

(32) D HIV. 464, S. 627. 466, S. 629.

（33） ドイツ語「ハインリッヒの福音書」の抄本（D HIV. 464.）は、ハインリッヒの福音書が再び強く現われてゐる。この福音書は、D HIV. 464. と 466. がトレンハーカの部分を同一内容としないでいる。

G. Meyer von Knonau, op. cit., Bd. V, S. 97, Ann. 2.

D HIV. 464, S. 627.

(34) D HIV. 325, S. 427. C. Ehlers, op. cit., S. 155.

(35) D HIV. 277, S. 355. D HIV. 325, S. 427.

C. Ehlers, op. cit., S. 118, 154. G. Meyer von Knonau, op. cit., Bd. II, S. 486, Ann. 54, Bd. III, SS. 335-336.

(36) C. Ehlers, op. cit., S. 156.

D HIV. 474, S. 645. 「用文中の [honoris statu] は、「地位の繁榮」の他に「地位(尊榮)の状態」である。

(37) 公文書では特にアレンガ（導入文・始文）などは見られないが、決まり文句がしばしば出でるものである。しかし最近（38）の決まり文句的なアレンガにおける公文書の作成に関与した人々の考え方や心情が反映されてゐるのみならぬものではなかった。

LM. I, Sp. 917.

Arrengeverzeichnis zu den Königs- und Kaiserurkunden von den Merowingern bis Heinrich VI. (zusammengestellt von F. Hausmann und A. Gawlik, 1987) S. V.

I. Heidrich, op. cit., Bischofe, SS. 221-222.

(40) D HIV. 321, S. 427. 細註<sup>20</sup>

(41) D HIV. 350, S. 462.

(42) D HIV. 464, S. 627. D HIV. 466, S. 629.

S. Weinfurter, op. cit., Herrschaft, SS. 136-137.

「天使の女王」をこの表現にひいてベイハーフンは、ベインリンにおいてマリア信仰は同親の記念(供養)と結びつけてゐるゝ、両者もいなく神聖的なものとして「天使の女王」のコトのマリアの見方があると指摘してゐる。ベイハーフンは、子孫が先祖を天使の列に入れてもいい」とを願つて先祖を「天使の女王」としてのマリアに推薦するとは理解しやすいくて解釈してゐる。

I. Heidrich, op. cit., Bischofe, S. 222.

D HV. 277. S. 355.

(44) ノの文書では、「[用個所を]一度繰り返して強調」、マリアについて「特に私はしばしば保護者であったことを知つた」と述べてゐる。ライアード・フォンニクヘーナウは、ノのアレンガをマリアを救ふの源として強調していく独特なものと注解している。

G. Meyer von Knonau, op. cit., Bd. II, S. 486. Ann. 54.

LThK. VII. S. 78. ケルヒャー七世のマントを「天の最高峰の女王」と呼んでゐる。Reg. VIII. 22. S. 564.

ibid. S. 33.

LM. VI. Sp. 252.

S. Weinfurter, op. cit., Herrschaftslegitimation, S. 94.

G. Tellbach, op. cit., Der Charakter, S. 366.

D HV. 464. S. 627.

T. Struve, op. cit., Heinrich IV. S. 341.

(52) D HV. 474. S. 645. 「ノの女神はヨハネトーネフタヘートカラダ、ノリヨリ母の特別なマントを守護神とするハナペイト、一數尔くノベハーフンの強き信仰が現われてゐる様である。

G. Meyer von Knonau, op. cit., Bd. V. S. 152.

I. Heidrich, op. cit., Bischofe, S. 222.

(54) C. Ehlers, op. cit., S. 109.

D HV. 466. S. 630. C. Ehlers, op. cit., S. 109.

- (56) J. Vogel, op. cit., Gregor, S. 244.
- (57) ibid, S. 238. E. Boshof, op. cit., Die Salier, S. 254.
- G. Meyer von Knonau, op. cit., Bd. III. SS. 335–336.
- D. HV. 325. S. 427.
- (58) C. Ehlers, op. cit., S. 170.
- (59) A. U. Friedmann, op. cit., S. 152. 参照<sup>60</sup>。ナウヤハ人との敵対は、後述<sup>61</sup>。参照<sup>62</sup>。
- (60) K. Schmid, op. cit., S. 677.
- (61) Ibid, S. 677. Ann, 60. S. 704. J. Vogel, op. cit., Gregor, SS. 249–250.
- C. Schneider, op. cit., S. 131. Ann. 401. 参照<sup>63</sup>。
- (62) D. HV. 325. S. 427.
- 口ニギサリの文書はヨーロッパの世議の防禦による歴史的な主題ではない。たゞ稀な題材である。表現がどうなるか、記述<sup>64</sup>。
- P. Corbet, op. cit., p. 130.
- LThK. VII. S. 33.
- (63) ヨーロッパは軍事行動の聲が立たなかった時代であった。特に八月十五日が選ばれた。
- H. M. Schäffer, Der heilige Tag als Termin mittelalterlicher Staatsakte. (DA. 30. 1974) S. 15.
- (64) E. Boshof, op. cit., Die Salier, S. 245.
- 同様な例は、1074年大帝のホーリー・ローマ皇帝の前にもあり、彼は新約賛成を行つた。
- I. Heidrich, op. cit., Bischof, S. 191. 次注<sup>65</sup>。参照<sup>66</sup>。
- D. HV. 277. C. Schneider, op. cit., S. 131. Ann. 401.
- C. Ehlers, op. cit., SS. 107–108.
- (65) J. Vogel, op. cit., Gregor, S. 249–250.
- (66) C. Ehlers, op. cit., SS. 155–156. Ann. 352.

- (70) J. Vogel, op. cit., Gregor, S. 249-250.
- (71) D HIV, 474, S. 645. 諸侯の内へ「」の文書で彼は「マニアは私を多くの大貴族に救ひた」と述べてゐる。  
本著、注釈、参照。
- (72) J. Vogel, op. cit., Gregor, S. 264.
- (73) フォーベルが「ヘッセン州の諸侯のためソマットの封地を願つて来た人々を救ひてゐる。 ibid, S. 84.  
S. Weinfurter, op. cit., Herrschaft, S. 137. 参照。
- (74) J. Vogel, op. cit., Gregor, S. 264.
- (75) I. Heidrich, op. cit., Bischofe, SS. 221-223.
- (76) S. Weinfurter, op. cit., Herrschaft, S. 137.
- (77) S. Weinfurter, op. cit., Herrschaftslegitimation, S. 95. 参照。
- (78) J. Vogel, op. cit., Gregor, S. 264.
- (79) ibid, S. 264.
- (80) I. Heidrich, op. cit., Bischofe, SS. 221-223.
- (81) J. Vogel, op. cit., Gregor, S. 251.
- E. Boshof, op. cit., Die Salier, S. 246. 前掲注釈、参照。  
「」の多くの王権の直接性の考え方には古毒派の中でもベイハーナーの「」の如きが見られる。
- J. Fried, op. cit., SS. 57-60, 62, 64.
- S. Weinfurter, op. cit., Herrschaftslegitimation, S. 95.
- S. Weinfurter, op. cit., Herrschaft, S. 137.

## お わ り に

ハインリヒ四世が若いころグレゴリウスに対し大変恭順な手紙を出したことはよく知られている。その中で彼は、青春の誘惑や王の権力の気儘さで悪をなし教会の財産を侵害したりシモニアに係わつたりして教会を保護しなかつたと自らの罪を告白した<sup>(1)</sup>。一方グレゴリウスの方も彼に対しこの手紙の以前に「神に当然の尊敬を示し、子供じみた行いをやめて聖なる王たちの手本を賢明にまねる努力をする」ように求めていた<sup>(2)</sup>。この二つの手紙から見ると若いころのハインリヒが如何にも反教会的で不信仰な人物という印象が生まれやすいものである。しかもこの若い時の彼の姿はカノッサへ至る法王との対立や更にその後の対決の中で、やはり同様な印象で見られやすいものである。

この二人の関係についてははじめから対立の相で見てはならないものであるが<sup>(3)</sup>、ともかくハインリヒが右のようないいをやめて聖なる王たちの手本を賢明にまねる努力をする」ということ、しかもこれが法王自身が認めたように以前のドイツ王が出したことがないほどの恭順に満ちた手紙であったこと<sup>(4)</sup>、更にはその動機、背景がどうであれカノッサに行き謝罪したことを考え合せるなら、直ちに気付くことはハインリヒが一方で大変繊細な感じやすい性格であったことである<sup>(5)</sup>。そして彼には信仰心においても決して他の人々に劣らぬものがあったことが分かるのである。

特に信仰心については既にハインリヒ三世について見たように<sup>(6)</sup>、敬虔さと言えどもじめくさつた陰気な生き方のみを考えることが問題であった。信仰というものがキリスト教のように人間を罪人として救いを必要とすると考える以上、結局は自己の救いをひたすら求める行為に他ならないのであり、一面では非常に利己的なものなのである<sup>(7)</sup>。

来世での幸福を願う気持の強い利己的な人間は現世でも同様に利己的であり、現世的な人間は案外と来世的なのである。現世での自己の地位、権力、富に固執する者は、来世での自己の救いにも強く固執し熱心に信仰するものである。この意味で仮にハイインリヒが権力志向の強い利己的な人間であつたとしても、このことは信仰心がないことを意味するどころか、むしろ逆なのである。右に述べたようなことを彼はシュバイアーチ教会への寄進文書等において種々な表現でもつて示していたのである。例えば彼は「もし私が神とその聖人たちにふさわしい尊敬を与えるなら、現在において私の皇帝の名譽が強化され、将来に幸福の中で榮冠が与えられることを信じるので、教会をどこにおいても富まし高め守ることに出来る限り熱心に努力する」<sup>(8)</sup>と述べていたのである。同様に時に無信仰的とされるコンラート一世<sup>(9)</sup>も、「もし私の王者の氣前よさから教会に何かを捧げるなら、それは疑いもなく私の國の繁栄と生活の繁栄そして永遠の幸福の恩典を得るのに役立つであろうと信じる」<sup>(10)</sup>と述べていたように、一面では非常に露骨にとか真正直に彼の利己的打算的な気持ちを示していたものである。

この点とともにハイインリヒ四世の場合、注意すべきことは結局はグレゴリウス派の法王序とは対立したものの、教会一般に対立したわけではなく、ドイツの教会とは全般的にむしろ密接な関係をもつていたことである。その上、王側は王側なりの法王側とは違う教会改革の考えをもつっていたのであり、単純に反改革派ではなかつたのである<sup>(11)</sup>。

いずれにしろ、信仰心や敬虔さというものに奇妙な思い入れをしない限り、ハイインリヒ四世には様々な宗教的行為が見られたのである。それも決して單なる表面上の見せかけの行為ではなかつたことは、シュバイアーチ教会での先祖祭祀やマリア信仰への真剣さ一つを取つてみても明らかなのである。更に彼の様々な信仰への関連は、例えば王の自己意識としての「神の恵みの王」の考え方の強化<sup>(12)</sup>、神への直接性の強調にも見られる。この王權が直接に神より委任

されたという考えがサリー王家の考え方の中心であつたが<sup>14</sup>、既述のようにこの神への直接性の考え方等がシュバイアード表現されたのである<sup>15</sup>。こうした彼の立場、言わば王の神学とも言うべきものは、ブリクセン会議での王の立場の強調<sup>16</sup>やローマ人への一〇八一年の手紙<sup>17</sup>、「対立法王」クレメンス三世の立場<sup>18</sup>などによつても常に明瞭に表明されていた。

こうした面とともに彼の信仰心を考える場合、何と言つても彼が破門されていたという事情は見逃しえない点なのである。この破門こそ来世の救いを危うくするものであり、キリスト教的来世觀をもつ者には不安を与えるものであつた。確かに一面では彼は彼の認めない法王による破門を無視したかのようであつたが、彼は常に内心ではこれを気にしていたのである。この破門についての心配だけでも彼の信仰心は十分に窺いうるのである。それにこの破門がいろいろと彼の宗教的行為を引きおこしたものも注目すべきことである。シュルツエは、彼の上に常にのし掛つていた破門は、キリスト教的支配者にとつて政治的のみならず、人間的にも重い負い目であつたと指摘している<sup>19</sup>。

フォーゲルは、ハインリヒが常に重大な関心を寄せていたのは身体の健康と特に個人的な魂の救いであつたと見てゐる<sup>20</sup>。要するにハインリヒは現世と来世の御利益を求めていたのであり、これは当時の人々がごく普通にもつていだ願いであつた。ただ彼の場合は破門によつてこの願いが特に切実になり、普通の人以上に信仰深い態度を示したのである。シュバイアード教会での先祖祭祀やマリア信仰に見るよう、彼の信仰は破門の不安の中である面では父のハインリヒ三世の信仰よりもはるかに真剣なものであつた。晩年の手紙や寄進文書の中にこれがよく現れていたが、同時にこの熱心な信仰の中で彼は自らの現在と将来(来世)での立場にある程度の確信をもち得たのであり、外面向的にも内面向的にも最後まで決して完全に相手側に屈服することはなかつたのである。

(1) 注 BH. 5, S. 56-57. ハハケルブルガーは、このくらべた手紙は実際法王の立場に関するので広範な承認への意志を示してゐる。

J. Engelberger, op. cit., S. 89.

Reg. I. 24.

(3) (2) 最近のエンゲルベルガーは、グレゴリウスがハインリヒに対し少なくとも初期において王の伝統的な教会支配権を認めていたこと、教会改革において王を重要な同盟者、協力者と見ていたことを指摘し、更に叙任権禁止令を第一にドイツ王権と法王権との対立から出て来たものであるのは問題であるとして強く主張している。

J. Engelberger, op. cit., S. 99, 157, 255.

Reg. I. 25.

(5) (4) (5) のよべな性格にはまたハインリヒ四世が教養の高い人物であり、「詩箋」などの読書を好んだり僧との会話を好んだりする一面があつたりむかしは関連してゐる。

C. Erdmann, op. cit., S. 246-247. G. Meyer von Knonau, op. cit., Bd. V. S. 346.

前掲拙稿、「敬虔なる」ハイハリヒ王 [I. II]。

ケルカウス七世も彼の言葉にねじて正しき者として迫害を受けた者を待つてゐる至福への希望を表したのであり、彼の心配は「神の裁判」のひどであつた。結局は自分のひどであった。

H. Beumann, op. cit., S. 300. J. Vogel, op. cit., Gregor, S. 260.

D. HV. 475, S. 647. 「おほいはけ回」の呪詛のひとを彼は D. HV. 464, S. 627. 及び D. HV. 466, S. 629. に述べてゐる。

口八九一ムサシノロアドプリンツザ、リンクルクやシエペイアーデの教会建設を見ても彼が教会に反感をもつていたとか、かのじて不信心であつたところが異方に反してゐるとい述べてゐる。

F. Prinz, op. cit., S. 201.

(10) D. K. II. 4, S. 5. なぶ用文中の「繁榮」は原文は *stati(s)* であり、単に「状態」の意味である。  
ローマ帝時代のヨーロッパは、ローマーの世話の神の心に身を捧げる彼の気持ちを表明しているが、彼はの神

の心を覗くやうに自分の願う実現に向かわせようとしている。それなりのもやうな態度は彼の後継者による決策的な諸事件の前にさへとせんせきを起らせるものだ。バーツは指摘している。

- (11) E. Boshof, op. cit., *Die Salter*, S. 46.
- (12) B. Schimmelepfennig, *Das Papsttum*. (1984) S. 162.
- (13) B. Arnold, *Medieval Germany 500–1300. A Political Interpretation*. (1997) p. 100.
- (12) BH. 12. SS. 64–66. J. Vogel, op. cit., *Gregor*, S. 72, 75. 参照。
- (13) S. Weinfurter, op. cit., *Herrschaftslegitimation*, SS. 90–91. 本稿、第六章注<sup>6</sup> 参照。
- (14) S. Weinfurter, op. cit., *Herrschaftslegitimation*, SS. 90–91. 本稿、第六章注<sup>6</sup> 参照。
- (15) J. Vogel, op. cit., *Gregor*, S. 211.
- (16) BH. 17. SS. 76–82.
- (17) J. Vogel, op. cit., *Zur Kirchenpolitik*, S. 186.
- (18) H. K. Schulze, op. cit., *Hegemoniales*, SS. 449–450.
- (19) ハルメール＝ガム、依然として解決されない破門を彼にとっての重荷と述べ、ハーフナーは、エルザンブルクの巡礼詣画は彼の上に10年以上のしわいである破門から逃れようとする試みの最後のものであったと指摘している。
- T. Struve, op. cit., *Heinrich IV*, S. 340, 333.
- R. Schieffer, op. cit., *Rheinische*, S. 139.
- J. Vogel, op. cit., *Gregor*, S. 83.

(平成九年十一月十五日稿)